

2020年度

法学研究科 学生募集要項

〈I期募集・II期募集〉

法律学専攻 博士課程前期
博士課程後期



成城大学大学院

目 次

2020年度入試要項	1
1. 出願について	1
2. 試験について	5
3. 入学手続について	7
4. 問い合わせ等について	8
5. 長期履修学生制度	9
成城大学大学院法学研究科案内	11
1. 法学研究科の概要	11
2. 研究指導・授業科目および担当教員	14
3. 科目履修および学位について	29
4. 留学制度	29
5. 奨学金制度など	29

注意：次頁以降の記載において、博士課程前期、博士課程後期を区別していない部分は両者に共通である。

個人情報の取り扱いについて

出願および入学手続にあたってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報は、成城学園個人情報保護方針に基づき適切に管理し、出願処理、入学試験実施、合格者発表、入学手続、学籍管理業務およびこれらに付随する事項、個人を特定しない形での統計資料の作成を行うために利用します。

上記の業務は、その一部の業務を成城大学が委託した業者において行います。業務委託にあたっては、十分な個人情報保護の水準にある企業を選定し、漏えいや目的外利用を行わないよう契約により義務づけ、適切な管理を行います。

2020年度入試要項

1. 出願について

募集定員

法律学専攻

博士課程前期 10名（若干名の成城大学学内推薦選考枠を含む）

博士課程後期 5名（2名の社会人特別枠を含む）

※ 入学試験はⅠ期（9月）、Ⅱ期（2月）の2回行うが、定員は両者を合わせてのものである。

出願資格

【博士課程前期】

1. 一般入試

次の各項のいずれかに該当すること。

- ① 大学を卒業した者、または2020年3月卒業見込の者（本研究科が大学を卒業した者と同
等以上の学力があると認めた者を含む）
- ② 外国において16年以上の学校教育の課程を修了した者
- ③ その他文部科学大臣の指定した者

2. 社会人入試

上記1の要件を満たすほか、次の2つの要件を満たすこと。

- ① 入学時に、大学卒業後3年以上の実務経験を有する者、またはそれに相当する経歴がある
と本研究科が認めた者
- ② 特定の専門分野に関心を持ち、十分な研究意欲がある者

3. 外国人入試

次の各項のいずれにも該当すること。

- ① 外国において16年以上の学校教育の課程を修了した者、外国の大学等において修業年限が
3年以上の課程を修了することにより学士の学位に相当する学位を授与された者、または、
それらと同等以上の学力があると本研究科が認めた者
- ② 外国国籍を有する者

※ いずれか一方にしか該当しない者は一般入試による。

※ 事前に審査を行うので、小学校から現在までの学歴および希望研究内容を記載した文書（様式任意）を、最終卒業校の成績証明書と卒業証明書のコピーを添えて、Ⅰ期：2019年8月9日（金）、Ⅱ期：2020年1月10日（金）までに入学センターに提出すること。原文が日本語または英語以外の言語の場合は、原文と併せて日本語または英語の訳文を添付してください。訳文は、大使館・自国の公証機関などで認証を受けたもの（コピー可。日本語学校の認証は不可）を提出してください。

【博士課程後期】

1. 一般入試

次の各項のいずれかに該当すること。

- ① 修士の学位または専門職学位を有する者、または2020年3月取得見込の者
- ② 修士の学位または専門職学位に相当する外国の学位を有する者
- ③ 本研究科が修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

2. 社会人入試

上記1の要件を満たすほか、次の2つの要件を満たすこと。

- ① 入学時に、博士課程前期または修士課程修了後3年以上の実務経験を有する者、または、それに相当する経歴があると本研究科が認めた者
- ② 特定の専門分野に関心を持ち、適切かつ明確な研究テーマを持っている者

3. 外国人入試

次の各項のいずれにも該当すること。

- ① 修士の学位または専門職学位に相当する外国の学位を有する者
- ② 外国国籍を有する者

※ いずれか一方にしか該当しない者は一般入試による。

出願手続

- (1) 出願期間 I 期 2019年8月22日(木)～9月6日(金) 締切日必着
II 期 2020年1月14日(火)～1月24日(金) 締切日必着

受付時間 平日 9:00～16:00

土曜日 9:00～12:00

- (2) 場 所 〒157-8511 東京都世田谷区成城 6-1-20 成城大学入学センター

- (3) 検定料および支払方法

35,000円(銀行振込に限る)

銀行備えつけの振込用紙、自動振込機(ATM)、ネットバンキングから、検定料をお支払下さい。

振込手数料は、出願者をご負担下さい。

振込先 三井住友銀行 成城支店

普通預金 1451349

ガッコウホウジンセイジョウガクエン
学校法人成城学園

※お振込の際、出願者氏名の前に整理番号「38」を入力(記入)して下さい。

(例) 38 セイジョウ タロウ

※振込期間 I 期 2019年8月22日(木)～9月6日(金) 15:00迄

II 期 2020年1月14日(火)～1月24日(金) 15:00迄

※原則として、一旦支払われた検定料は返還しない。

(4) 出願書類

志願者は、検定料を支払のうえ、次の書類を出願期間中に提出して、受験票の交付を受けなければならない。

【博士課程前期】

- a. 入学願書（本学所定の用紙。巻末に添付）
 - b. 出願資格を証明するための出身大学の成績証明書
 - c. 出願資格を証明するための出身大学の卒業証明書、または卒業見込証明書
 - d. 日本語能力試験のN1合格（出願日から遡って3年以内）を証明するための、実施機関発行の「日本語能力試験 認定結果及び成績に関する証明書」原本（コピー不可）。（外国人入試の志願者で日本語筆記試験の免除を希望する者のみ）
 - e. 住民票（日本在住で外国国籍を有する者のみ）
パスポート（写し）（日本国外に居住している者のみ）
 - f. 研究計画書（本学所定の用紙。巻末に添付）
 - g. 実務・社会経験報告書（本学所定の用紙。社会人入試の志願者のみ。巻末に添付）
 - h. 戸籍抄本（婚姻等により成績・卒業（修了）証明書等と現姓が異なる者のみ）
 - i. 受験票返信用封筒（長3サイズ定形封筒に、受験票送付先の宛先明記、速達郵便料金分の切手貼付）
- ※ 卒業論文または演習テーマについては、該当するものがある場合にのみ入学願書に記入すること（論文の提出は不要）。
- ※ b, cにつき、原文が日本語または英語以外の言語の場合は、原文と併せて日本語または英語の訳文を添付してください。訳文は、大使館・自国の公証機関などで認証を受けた原本（コピー不可。日本語学校の認証は不可）を提出してください。
- ※ 長期履修学生制度の利用を希望する場合は、9頁からの「長期履修学生制度」を熟読のうえ、必要書類を出願と同時に提出すること。

【博士課程後期】

- a. 入学願書（本学所定の用紙。巻末に添付）
- b. 出願資格を証明するための出身大学および出身大学院の成績証明書各1部
- c. 出願資格を証明するための出身大学院の修了証明書、または修了見込証明書
- d. 日本語能力試験のN1合格（出願日から遡って3年以内）を証明するための、実施機関発行の「日本語能力試験 認定結果及び成績に関する証明書」原本（コピー不可）。（外国人入試の志願者で日本語筆記試験の免除を希望する者のみ）
- e. 住民票（日本在住で外国国籍を有する者のみ）
パスポート（写し）（日本国外に居住している者のみ）
- f. 修士論文または修士論文に相当する業績（3部提出のこと）
※ ただし、本研究科において本年度に修士論文の審査を受けた学生は論文を提出しなくてもよい。
※ 外国人入試における「修士論文または修士論文に相当する業績」が日本語以外によるも

のである場合には問い合わせのこと。

※ 提出された論文または業績は原則として返却しない。

- g. 研究計画書（本学所定の用紙。巻末に添付）
- h. 実務・社会経験報告書（本学所定の用紙。社会人入試の志願者のみ。巻末に添付）
- i. 戸籍抄本（婚姻等により成績・卒業（修了）証明書等と現姓が異なる者のみ）
- j. 受験票返信用封筒（長3サイズ定形封筒に受験票送付先の宛先明記、速達郵便料金分の切手貼付）

※ b, cにつき、原文が日本語または英語以外の言語の場合は、原文と併せて日本語または英語の訳文を添付してください。訳文は、大使館・自国の公証機関などで認証を受けた原本（コピー不可。日本語学校の認証は不可）を提出してください。

※ 長期履修学生制度の利用を希望する場合は、9頁からの「長期履修学生制度」を熟読のうえ、必要書類を出願と同時に提出すること。

(5) 提出方法その他

前記出願書類は、直接来学して提出するか、あるいは書留郵便で郵送すること（**締切日必着**）。提出した書類は、理由のいかんを問わず返付しない。

(6) 受験票交付

検定料・出願書類の確認が取れた後、郵送にて受験票を交付する。

試験日の1週間前までに受験票が届かない場合は、入学センターへ連絡すること。

(7) 出願資格の認定

出願資格について、本研究科の認定を得なければならない志願者は、上記の出願手続に先立って、予め資格審査の申込をしなければならない。該当者は、I期：2019年8月9日（金）、II期：2020年1月10日（金）までに、随時入学センターにおいて、書面（様式任意）による審査申込をすること。審査に時間を要する場合には、出願を延期する必要があることもあるので、留意されたい。

(8) 障がい等のある方

障がいや疾病等により、本学の受験・修学に際して配慮を必要とする場合は、出願に先立ち、事前に本学入学センターに相談すること。

2. 試験について

試験日	I 期	2019年9月29日(日)
	II 期	2020年2月22日(土)

試験時間割

	集合時間	外国語科目筆記試験	専門科目筆記試験	面接・口述試験
一般入試 (博士課程前期)	10:00	10:20～12:20 (外国語・専門1科目) または (専門2科目)		14:00～ (予定)
一般入試 (博士課程後期)	8:40	9:00～10:00 (外国語)		11:00～ (予定)
社会人入試 (博士課程前期)	10:00		10:20～11:20 (専門1科目)	14:00～ (予定)
社会人入試 (博士課程後期)	8:40			9:00～ (予定)
外国人入試 (博士課程前期)	8:40	9:00～10:00 (日本語)	10:20～11:20 (専門1科目)	14:00～ (予定)
外国人入試 (博士課程後期)	8:40	9:00～10:00 (日本語)		11:00～ (予定)
学内推薦入試	8:40			9:00～ (予定)

※ 面接・口述試験の時間は変更となる場合がある。

※ 受験者は、試験開始10分前までに所定の試験場に入ること。

※ 試験開始時刻に遅刻した場合は、試験開始時刻後20分以内の遅刻に限り、受験を認める。

集合場所 試験時間割に示される所定の集合時間に**大学 3号館学生ホール(巻末「大学校舎案内」参照)**に集合のこと。

選考方法 選考は下記の試験の結果および出願書類の審査により行う。

【博士課程前期】

(1) 一般入試

a. 筆記試験：外国語科目1科目・専門科目1科目または専門科目2科目の筆記試験。

外国語科目：英語、独語、仏語のうちから1カ国語を選ぶこと。

※ 語学辞書持込可(電子辞書不可)。

なお、試験開始前に監督者が辞書を確認し、専門科目に関わる書き込みが認められた場合には、辞書の使用を認めないことがある。

専門科目：受験型に応じて、次に掲げる受験科目のうちから1科目または2科目を選ぶこと。

《外国語科目1科目・専門科目1科目型の場合》

受験者が入学後専攻しようとする科目1つ

《専門科目2科目型の場合》

受験者が入学後専攻しようとする科目およびそれ以外の科目1つ

受験科目：憲法、行政法、行政学、民法、商法、経済法*、刑法、民事訴訟法、
刑事訴訟法、国際法、国際私法、国際関係論、国際政治史、法哲学
(*印のある科目は専攻科目とすることができない)

※ 本学で用意する六法の使用を認める。

※ 上記の受験型のいずれであっても、本学博士課程後期への進学を希望する場合には、博士課程後期一般入試における外国語科目筆記試験の受験が必須である。

b. 専門科目についての面接・口述試験。

c. 志望動機、研究計画その他についての面接・口述試験。

(2) 社会人入試

a. 専門科目1科目の筆記試験および面接・口述試験。受験科目は、上記(1)一般入試に掲げたうちから、受験者が入学後専攻しようとする科目1つを選ぶこと。

b. 志望動機、研究計画、実務・社会経験その他についての面接・口述試験。

(3) 外国人入試

a. 日本語の筆記試験。

※ 語学辞書持込可（電子辞書不可）。

※ 過去3年以内に日本語能力試験（JLPT）のN1に合格している者は、実施機関発行の証明書原本（コピー不可）の提出があれば日本語筆記試験を免除する。

b. 専門科目1科目の筆記試験および面接・口述試験。受験科目は、上記(1)一般入試に掲げたうちから、受験者が入学後専攻しようとする科目1つを選ぶこと。

c. 志望動機、研究計画その他についての面接・口述試験。

【博士課程後期】

(1) 一般入試

a. 外国語科目

英語、独語、仏語のうちから、受験者が選ぶ1か国語の筆記試験。

※ 語学辞書持込可（電子辞書不可）。

b. 修士論文または修士論文に相当する業績および専攻分野についての面接・口述試験。

c. 研究計画その他についての面接・口述試験。

(2) 社会人入試

a. 修士論文または修士論文に相当する業績および専攻分野についての面接・口述試験。

b. 研究計画、実務・社会経験その他についての面接・口述試験。

(3) 外国人入試

a. 日本語の筆記試験。

※ 語学辞書持込可（電子辞書不可）。

※ 過去3年以内に日本語能力試験（JLPT）のN1に合格している者は、実施機関発行の証明書原本（コピー不可）の提出があれば日本語筆記試験を免除する。

b. 修士論文に相当する業績および専攻分野についての面接・口述試験。

c. 研究計画その他についての面接・口述試験。

合格者発表

I 期 2019年9月30日（月）10：00

II 期 2020年2月24日（月）10：00

合格者の発表は、発表当日に大学2号館入学センター掲示板（巻末「大学校舎案内」参照）にて行う。また、本学オフィシャルサイト（<http://www.seijo.ac.jp>）に掲載する。電話等による可否に関する問い合わせには一切応じない。

合格者には、発表当日に入学センターにて入学手続き書類を交付する。なお、当日来学できなかった合格者には、発表翌日に入学手続き書類を郵送する。入学手続きに際しては、本学で交付する書類以外に、下記の書類が必要になるので用意すること。

a) 博士課程前期入学者は卒業証明書、博士課程後期入学者は学位取得単位証明書（修了証明書）を2020年3月27日（金）16：00までに提出のこと（出願時に提出した場合は不要）。

b) 住民票（本籍の記載不要）または住民票記載事項証明書1通（既に提出済みの者は不要）。

3. 入学手続きについて

手続き期間

入学手続きは、次の期間内に完了すること。

I 期 2019年10月1日（火）～ 10月18日（金） 締切日必着

II 期 2020年2月25日（火）～ 3月6日（金） 締切日必着

【日本国籍を有しない海外在住のみなさんへ】

※日本国籍を有しない方が本学に入学するには、出入国管理及び難民認定法において、大学院入学に支障のない在留資格を現に有するか、入学時まで取得できることが必要です。

※入学時まで上記在留資格を取得できない場合は入学許可を取り消します。

※「短期滞在ビザ」で受験し合格した場合、本学の発行する「入学許可書」（入学手続き完了後申請を受けて一週間程度で発行）を使用し、自国に戻って「留学」ビザを取得する必要があり、ビザの取得には1ヶ月～3ヶ月ほどの時間がかかります。

※以上から、「短期滞在ビザ」でのII期入試への出願は避けることを強くお勧めします。

学 費

2019年度入学者入学年次納付金は下記のとおりであるが、2020年度については、金額・納付方法等について一部変更する場合がある。

2019年度入学者入学年次納付金一覧（参考）

	科 目	学 外 者	学 内 者	備 考
博士課程前期	入 学 金	150,000 円	免 除	入学年次のみ徴収
	授 業 料	570,000 円	570,000 円	分割 1期のみ 150,000 円 2～4期 各 140,000 円
	施 設 費	65,000 円	65,000 円	毎年徴収
	法学会費	3,000 円	3,000 円	毎年徴収
	合 計	788,000 円	638,000 円	
博士課程後期	入 学 金	150,000 円	免 除	入学年次のみ徴収
	授 業 料	507,000 円	507,000 円	分割 1期のみ 132,000 円 2～4期 各 125,000 円
	施 設 費	65,000 円	65,000 円	2年次まで徴収
	法学会費	3,000 円	3,000 円	毎年徴収
	合 計	725,000 円	575,000 円	

- (注) 1. 授業料は年4回に分割納付することができる。
分割納付の場合の初回納付金は、次のとおり。
博士課程前期学外者 368,000 円 博士課程前期学内者 218,000 円
博士課程後期学外者 350,000 円 博士課程後期学内者 200,000 円
2. 入学金は入学年次のみ徴収。本学卒業者（学内者）は原則入学金^{*}を免除する。
^{*}入学金免除については、直近の学歴が本学を卒業または修了したことを要件とする。
3. 外国人留学生で授業料等減免制度の利用を希望する者は、合格者発表日以降に、大学2号館2階国際センターで当該制度についての説明を受けた後、所定の手続（納付金の振込と入学手続書類の提出）を行うこと。ただし、制度を利用するためには要件を満たす必要がある。^{*}手続申込には、入学手続書類一式が必要となります。
4. 入学手続完了後、2020年3月31日(火)16:00までに所定の入学辞退手続を完了した者には、入学金を除く納付金を返還する。

4. 問い合わせ等について

- a. 大学院学生募集要項および入試問題集（過去3年度分）は、無料にて本学入学センターで入手できる。
- b. 入学試験に関する一切の問い合わせは、本学入学センターにすること。

☎ 03-3482-9100

平 日：9:00～16:00

土曜日：9:00～12:00

（日曜日・祝日・大学の休業日を除く）

5. 長期履修学生制度

成城大学大学院法学研究科には、長期履修学生制度があります。

- A 制度の概要** 長期履修学生制度とは、職業を有している等の事情により、標準修業年限（博士課程前期 2 年、博士課程後期 3 年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する場合に、その計画的な履修を認める制度です。
- B 申請について**
- 1) **対象の課程** 博士課程前期・後期
 - 2) **申請資格** 詳細は教務部（電話：03-3482-9045）にお問い合わせください。
 - 3) **履修期間** 在学年限の範囲内（博士課程前期 4 年、博士課程後期 6 年）で、1 年を単位として長期履修期間を定めることができます。
 - ・休学期間は、上記期間に含まれません。
 - ・長期履修学生制度の適用の有無にかかわらず、在学年限内に修了することができない場合には除籍の対象となりますのでご注意ください。
 - 4) **授業料** 標準修業年限分の授業料に相当する額を、長期履修期間に応じて分割納付することになります。この場合、年間授業料の分納はできません。具体的な納入額、納入時期等については、長期履修の許可時に通知します。

$$\text{長期履修による授業料年額} = \text{通常の授業料年額} \times \text{標準修業年限} \div \text{長期履修許可年限}$$

【例】博士課程前期で 3 年間の長期履修学生制度の許可を得た場合

区 分	各年度の授業料納付額			修了までの授業料総額
	1 年目	2 年目	3 年目	
一般学生 (標準修業年限 2 年)	570,000 円	570,000 円		1,140,000 円
長期履修学生 (3 年の履修期間適用)	380,000 円	380,000 円	380,000 円	1,140,000 円

※上記は 2019 年度の授業料年額（施設費を除く）による例です。

※在学 1 年後（博士課程後期は 2 年も含む）に長期履修学生制度の適用を受ける場合は、入学時に長期履修許可を得た場合よりも授業料総額は高くなりますのでご注意ください。

- 5) **申請時期** 出願時
- 6) **申請方法** 出願書類の他に下記の書類を提出してください。
- ・長期履修学生制度申請書（様式1）
 - ・長期履修計画書（様式3）
 - ・在職証明書または在職が確認できる書類等
 - ・その他研究科が必要と認める書類
- ※提出された申請書類は返却いたしません。
- 様式1と様式3については、下記ホームページアドレスよりダウンロードしてください。
- <http://www.seijo.ac.jp/students/univ-system/longterm-student/>
- 7) **結果通知** 適用の可否は、合格者発表後、教務部より別途通知します。
- C その他** 長期履修学生制度の適用を受けた後に、事情により修業年限の変更を希望する場合は、1回に限り変更（延長または短縮）することができます。
- また、長期履修学生制度に関するお問い合わせは教務部（電話：03-3482-9045）にて受け付けます。

成城大学大学院法学研究科案内

1. 法学研究科の概要

大学院法学研究科は、高度な法律学の教育を行い、十分な研究能力や高度の専門性ある職業等に必要能力を養うことによって、現代における政治、経済、社会問題の多様化・国際化に対応できる人材を育成することを目指して、1987年4月に法律学専攻の修士課程として出発した。しかし、法律学研究に対する社会的な期待の高まりに応えるためには、修士課程のみに止まらず、理論および応用の両面からこの学問に取り組み、法律学の発展に寄与し、かつ、研究者として自立した研究活動を行うことができる人材や、高度の研究能力と学識をもって高度に専門的な業務に従事することができる人材を育成するための態勢をつくることが重要であるとの認識が強くなり、1993年からは博士課程後期を設置して本格的な大学院としての研究・教育態勢を整え、今日に至っている。

本研究科は、修業年限5年の博士課程であるが、これは2年間の博士課程前期と3年間の博士課程後期に区分され、博士課程前期を修了することにより修士の学位を取得することができ、博士課程後期を修了することにより博士の学位を取得することができる。これまで、博士課程前期には成城大学の卒業生のほか、他大学の卒業生も多数入学し、博士課程後期にも、本研究科の博士課程前期修了者のほか、他大学大学院で修士の学位を取得した人が多数入学している。本研究科のカリキュラムは、各教員がその専門とする分野に関する授業を行う授業科目（「…研究」や「…特殊研究」という科目名になっている。）と、個々の学生がその指導教員から受ける、論文指導を中心とした研究指導で構成されているが、研究指導はもとより授業科目においても、少人数でのゼミナール的な形態で密度の高い授業が行われている。また、博士課程後期では、必要な場合には指導教員の許可の下に、指導教員以外の教員からも論文指導を受けることができるようになっている。

本研究科では、 Semester制をとっており、各科目は2単位が配当され半年で完結するようになっている。これにより、学生は各自の問題関心に最も即した科目を選択して集中的に履修することができるほか、在学中に海外留学をするような場合にもその時期を適切に選ぶことができる。各教員が開講している授業科目の内容は、その分野について、一方で基礎的な研究能力を養うこと、他方で、それを踏まえて特殊・個別的なテーマを扱う能力を養うことを目指している。前者との関連では、方法論的な訓練と基礎理論研究に力を入れ、後者との関連では、社会の最先端にある法律問題にも目を向けて、企業実務や行政サービスの観点からもこれに取り組むことができるように工夫されている。このような授業科目の内容設定は、博士課程後期においてばかりでなく、博士課程前期の教育においても良い効果をもたらしている。また、本研究科教員の専門分野は、国内実定法の各分野を中心に、国際法、行政学、国際関係論そして国際政治史等にも亘っており、学生の多様な問題関心に応えるための努力が続けられている。

このように本研究科は、法律学研究に関心を持って大学院への入学を希望する方々が、充実した大学院生活を送り、有意義な進路を切り開いて行くことができるように努めており、今後も一層の努力を重ねて行くつもりである。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

法学研究科は、その教育の基本理念のもと、次のような学生を求めています。

博士課程（前期）

- (1) 前期課程での学修に必要な基礎学力を持つ者。
- (2) 専攻分野に関する専門知識を備えている者。
- (3) 専攻分野に対して深い関心と興味を抱き、明確な問題意識と研究計画をもって研究に取り組む意欲を有する者。

	一般入試		社会人入試		外国人入試		学内推薦入試
	筆記試験	面接・口述試験	筆記試験	面接・口述試験	筆記試験	面接・口述試験	
(1)	◎	○	◎	○	◎	○	○
(2)	◎	○	◎	○	◎	○	○
(3)		◎		◎		◎	◎

（備考）◎：特に対応している。 ○：対応している。

博士課程（後期）

- (1) 専攻する分野において、将来、専門研究者となりうる素質・能力を持つ者。
- (2) 専攻分野に関する高度な専門知識を備えている者。
- (3) 独創的な研究を行う旺盛な意欲を有する者。

	一般入試		社会人入試	外国人入試	
	筆記試験	面接・口述試験	面接・口述試験	筆記試験	面接・口述試験
(1)	◎	○	◎	◎	○
(2)	◎	○	◎	◎	○
(3)		◎	◎		◎

（備考）◎：特に対応している。 ○：対応している。

開設科目および担当教員

2019年度の開講科目の概要は、次のとおりである。詳細は、後掲の「科目および担当者一覧表」を参照されたい。

	研究指導担当者	授業科目数（研究指導を除く）
博士課程前期	22人（教授15、准教授7）	67（うち6科目は非常勤講師による担当、21科目は休講）
博士課程後期	15人（教授15、准教授0）	63（うち4科目は非常勤講師による担当、29科目は休講）

研究施設

法学研究科学生専用の共同研究室1室と大学院演習室2室（学部共用）があるほか、大学図書館、法学資料室を利用することができる。

文献・資料

大学図書館と法学資料室に、内外の法令集・判例集約300種のほか、法律関係の内外の図書約100,000冊と法律関係の内外の雑誌約900種、更には国内外の各種オンラインデータベース、DVD-ROMデータベースも備えられている。

研究科学生の状況

2019年4月16日現在の学生数は、博士課程前期4名、博士課程後期2名の合計6名である。本研究科のこれまでの修了者（学位を取得した者）は、修士課程または博士課程前期を修了した31期166名の修士と博士課程後期を修了した8名の博士で、それらの修了者あるいは博士課程後期の単位修得退学者は、研究者（大学教員）、法曹、公務員となったり、専門知識を活かせる企業や機関等に就職したりして、その進路は多様である。

社会人・外国人への対応

本研究科は、入試方法にも工夫をこらしながら、社会人や外国人留学生の受け入れを積極的に行っている。2単位制のカリキュラムは、社会人の研修に適切であると思われるし、外国人留学生に対しては、日本語の力を補うための学生によるチューター制度も実施している。また、本大学院全体の措置として、外国人留学生のための授業料等減免制度もある。

2. 研究指導・授業科目および担当教員

科目および担当者（2019年度実績）一覧表

※2020年度の開講を保証するものではありません。

博士課程前期

法哲学研究Ⅰ	
法哲学研究Ⅱ	准教授 浦山 聖子
法哲学研究指導 A	
法哲学研究指導 B	

法制史研究Ⅰ（裁判事例で学ぶ西洋法制史）	非常勤講師 屋敷 二郎
----------------------	-------------

法制史研究Ⅱ	本年度休講
--------	-------

憲法研究Ⅰ	本年度休講
憲法研究Ⅱ	

憲法研究Ⅲ（主権論の思想史（1））	
憲法研究Ⅳ（主権論の思想史（2））	教授 松田 浩
憲法研究指導Ⅱ A	
憲法研究指導Ⅱ B	

憲法研究Ⅴ（ドイツ法理論研究）	
憲法研究Ⅵ	教授 西土 彰一郎
憲法研究指導Ⅲ A	
憲法研究指導Ⅲ B	

憲法研究Ⅶ（フランス統治機構論（1））	
憲法研究Ⅷ（フランス統治機構論（2））	准教授 奥村 公輔
憲法研究指導Ⅰ A	
憲法研究指導Ⅰ B	

行政法研究Ⅰ（ドイツ行政法の理論）	
行政法研究Ⅱ（ドイツ行政法の判例理論）	教授 新山 一雄
行政法研究指導Ⅰ A（行政法研究指導）	
行政法研究指導Ⅰ B（ドイツ行政法の判例理論にもとづく論文指導）	

行政法研究Ⅲ

行政法研究Ⅳ

本年度休講

行政法研究指導Ⅱ A

行政法研究指導Ⅱ B

税法研究Ⅰ（国際租税法の基礎）

非常勤講師

駒宮史博

税法研究Ⅱ（国際取引を使った租税回避防止制度）

行政学研究Ⅰ（公共政策の研究）

行政学研究Ⅱ（地方政治行政の研究）

教

授

打越綾子

行政学研究指導 A

行政学研究指導 B

民法研究Ⅰ

民法研究Ⅱ

教

授

池田雅則

民法研究指導Ⅰ A

民法研究指導Ⅰ B

民法研究Ⅲ

民法研究Ⅳ

教

授

川淳一

民法研究指導Ⅱ A（現代民法学の諸課題）

民法研究指導Ⅱ B（現代民法学の諸課題）

民法研究Ⅴ（ヨーロッパ契約法研究）

民法研究Ⅵ（不法行為法の比較法的研究）

准

教授

亀岡倫史

民法研究指導Ⅲ A（現代民法学研究～修士論文執筆に向けて）

民法研究指導Ⅲ B（現代民法学研究～修士論文の完成に向けて）

民法研究Ⅶ

民法研究Ⅷ

准教授

山本弘明

民法研究指導Ⅳ A

民法研究指導Ⅳ B

民法研究Ⅸ（ドイツ担保法研究）
民法研究Ⅹ（ドイツ担保法研究）
民法研究指導ⅤA
民法研究指導ⅤB

准 教 授 森 永 淑 子

商法研究Ⅰ（会社法の基礎理論）
商法研究Ⅱ（EU会社法判例研究）
商法研究指導ⅠA
商法研究指導ⅠB

教 授 今 野 裕 之

商法研究Ⅲ（Commercial Law 3）
商法研究Ⅳ（Commercial Law 4）
商法研究指導ⅡA（Commercial Law Research 2）
商法研究指導ⅡB（Commercial Law Research 2）

教 授 山 田 剛 志

商法研究Ⅴ
商法研究Ⅵ
商法研究指導ⅢA
商法研究指導ⅢB

本 年 度 休 講

労働法研究Ⅰ
労働法研究Ⅱ
労働法研究指導A
労働法研究指導B

本 年 度 休 講

経済法研究

本 年 度 休 講

知的財産法研究

本 年 度 休 講

民事訴訟法研究Ⅰ（日本とフランスの民事訴訟法比較）
民事訴訟法研究Ⅱ（フランスと日本の民事訴訟法比較）
民事訴訟法研究指導ⅠA
民事訴訟法研究指導ⅠB

教 授 町 村 泰 貴

民事訴訟法研究Ⅲ

民事訴訟法研究Ⅳ

本年度休講

民事訴訟法研究指導Ⅱ A

民事訴訟法研究指導Ⅱ B

刑法研究Ⅰ（刑法総論における重要問題の研究）

刑法研究Ⅱ（刑法各論における重要問題の研究）

教 授 山 本 輝 之

刑法研究指導Ⅰ A

刑法研究指導Ⅰ B

刑法研究Ⅲ（日本における理論刑法学の現在）

刑法研究Ⅳ（ドイツ刑法学の基礎知識）

教 授 鋤 本 豊 博

刑法研究指導Ⅱ A（修士論文の作成指導）

刑法研究指導Ⅱ B（修士論文の作成指導）

刑法研究Ⅴ（本年度休講）

刑法研究Ⅵ

准 教 授 足 立 友 子

刑法研究指導Ⅲ A（本年度休講）

刑法研究指導Ⅲ B

刑事訴訟法研究Ⅰ（取調べ可視化論）

刑事訴訟法研究Ⅱ（法と心理）

教 授 指 宿 信

刑事訴訟法研究指導A（論文執筆方法論 1）

刑事訴訟法研究指導B（論文執筆方法論 2）

国際法研究Ⅰ（国際法基礎理論－国際法における強行規範）

国際法研究Ⅱ（国際司法裁判所の判例研究）

教 授 川 崎 恭 治

国際法研究指導Ⅰ A

国際法研究指導Ⅰ B

国際法研究Ⅲ

国際法研究Ⅳ

本年度休講

国際法研究指導Ⅱ A

国際法研究指導Ⅱ B

国際私法研究Ⅰ（国際私法と統一(私)法との関係）
国際私法研究Ⅱ（国際契約の準拠法）
国際私法研究指導A（修士論文指導）
国際私法研究指導B（修士論文指導）

教 授 桑 原 康 行

国際関係論研究Ⅰ
国際関係論研究Ⅱ
国際関係論研究指導A
国際関係論研究指導B

准 教 授 福 田 宏

比較法研究
比較法研究指導A
比較法研究指導B

本 年 度 休 講

外国法研究Ⅰ（英米法研究）

非 常 勤 講 師 岩 田 太

外国法研究Ⅱ
外国法研究Ⅲ

本 年 度 休 講

国際政治史研究Ⅰ（上海をめぐる国際政治）
国際政治史研究Ⅱ（冷戦前の中国とアメリカ合衆国）
国際政治史研究指導A
国際政治史研究指導B

教 授 田 嶋 信 雄

ロシア法研究指導A
ロシア法研究指導B

本 年 度 休 講

ラテンアメリカ法研究指導A
ラテンアメリカ法研究指導B

本 年 度 休 講

比較政治学研究

本 年 度 休 講

博士課程後期

法哲学特殊研究 I			
法哲学特殊研究 II			
法哲学研究指導 A	本年度休講		
法哲学研究指導 B			

法制史特殊研究 I			
法制史特殊研究 II	本年度休講		

憲法特殊研究 I (地域自治体の憲法理論研究 (1))	非常勤講師	大津	浩
憲法特殊研究 II (地域自治体の憲法理論研究 (2))			

憲法特殊研究 III (主権論の思想史 (1))			
憲法特殊研究 IV (主権論の思想史 (2))	教授	松田	浩
憲法研究指導 II A			
憲法研究指導 II B			

憲法特殊研究 V (ドイツ法理論研究)			
憲法特殊研究 VI	教授	西土	彰一郎
憲法研究指導 III A			
憲法研究指導 III B			

行政法特殊研究 I (ドイツ行政訴訟法の研究)			
行政法特殊研究 II (ドイツ行政訴訟法理論の研究)	教授	新山	一雄
行政法研究指導 I A (行政法研究指導)			
行政法研究指導 I B (ドイツ行政訴訟法判例理論の研究)			

行政法特殊研究 III			
行政法特殊研究 IV			
行政法研究指導 II A	本年度休講		
行政法研究指導 II B			

税法特殊研究 I (国際租税法の基礎)	非常勤講師	駒宮	史博
税法特殊研究 II (国際取引を使った租税回避防止制度)			

行政学特殊研究Ⅰ（公共政策の研究）
行政学特殊研究Ⅱ（地方政治行政の研究）
行政学研究指導A
行政学研究指導B

教 授 打 越 綾 子

民法特殊研究Ⅰ
民法特殊研究Ⅱ
民法研究指導Ⅰ A
民法研究指導Ⅰ B

教 授 池 田 雅 則

民法特殊研究Ⅲ
民法特殊研究Ⅳ
民法研究指導Ⅱ A（現代民法学の諸課題）
民法研究指導Ⅱ B（現代民法学の諸課題）

教 授 川 淳 一

民法特殊研究Ⅴ
民法特殊研究Ⅵ
民法研究指導Ⅲ A
民法研究指導Ⅲ B

本 年 度 休 講

民法特殊研究Ⅶ
民法特殊研究Ⅷ
民法研究指導Ⅳ A
民法研究指導Ⅳ B

本 年 度 休 講

民法特殊研究Ⅸ
民法特殊研究Ⅹ
民法研究指導Ⅴ A
民法研究指導Ⅴ B

本 年 度 休 講

商法特殊研究Ⅰ（会社法の基礎理論）
商法特殊研究Ⅱ（EU会社法判例研究）
商法研究指導Ⅰ A
商法研究指導Ⅰ B

教 授 今 野 裕 之

商法特殊研究Ⅲ (Commercial Law 3)
商法特殊研究Ⅳ (Commercial Law 4)
商法研究指導Ⅱ A (Commercial Law Research 2)
商法研究指導Ⅱ B (Commercial Law Research 2)

教 授 山 田 剛 志

商法特殊研究Ⅴ
商法特殊研究Ⅵ
商法研究指導Ⅲ A
商法研究指導Ⅲ B

本 年 度 休 講

労働法特殊研究Ⅰ
労働法特殊研究Ⅱ
労働法研究指導 A
労働法研究指導 B

本 年 度 休 講

経済法特殊研究

本 年 度 休 講

知的財産法特殊研究

本 年 度 休 講

民事訴訟法特殊研究Ⅰ (フランスと日本の民事訴訟法比較)
民事訴訟法特殊研究Ⅱ
民事訴訟法研究指導Ⅰ A
民事訴訟法研究指導Ⅰ B

教 授 町 村 泰 貴

民事訴訟法特殊研究Ⅲ
民事訴訟法特殊研究Ⅳ
民事訴訟法研究指導Ⅱ A
民事訴訟法研究指導Ⅱ B

本 年 度 休 講

刑法特殊研究Ⅰ (刑法総論における重要問題の研究)
刑法特殊研究Ⅱ (刑法各論における重要問題の研究)
刑法研究指導Ⅰ A
刑法研究指導Ⅰ B

教 授 山 本 輝 之

刑法特殊研究Ⅲ（日本における理論刑法学の現在）
刑法特殊研究Ⅳ（ドイツ刑法学の基礎知識）
刑法研究指導Ⅱ A（博士論文の作成指導）
刑法研究指導Ⅱ B（博士論文の作成指導）

教 授 鋤 本 豊 博

刑事訴訟法特殊研究Ⅰ（取調べ可視化論）
刑事訴訟法特殊研究Ⅱ（法と心理）
刑事訴訟法研究指導 A（論文執筆方法論 1）
刑事訴訟法研究指導 B（論文執筆方法論 2）

教 授 指 宿 信

国際法特殊研究Ⅰ（国際法基礎理論－国際法における強行規範）
国際法特殊研究Ⅱ（国際司法裁判所の判例研究）
国際法研究指導Ⅰ A
国際法研究指導Ⅰ B

教 授 川 崎 恭 治

国際法特殊研究Ⅲ
国際法特殊研究Ⅳ
国際法研究指導Ⅱ A
国際法研究指導Ⅱ B

本 年 度 休 講

国際私法特殊研究Ⅰ（国際私法と統一(私)法との関係に関する研究）
国際私法特殊研究Ⅱ（国際契約の準拠法に関する研究）
国際私法研究指導 A（博士論文指導）
国際私法研究指導 B（博士論文指導）

教 授 桑 原 康 行

国際関係論特殊研究Ⅰ
国際関係論特殊研究Ⅱ
国際関係論研究指導 A
国際関係論研究指導 B

本 年 度 休 講

比較法特殊研究
比較法研究指導 A
比較法研究指導 B

本 年 度 休 講

外国法特殊研究 I

外国法特殊研究 II

本年度休講

外国法特殊研究 III

国際政治史特殊研究 I (上海をめぐる国際政治)

国際政治史特殊研究 II (冷戦前の中国とアメリカ合衆国)

教授 田嶋 信雄

国際政治史研究指導 A

国際政治史研究指導 B

ロシア法研究指導 A

本年度休講

ロシア法研究指導 B

ラテンアメリカ法研究指導 A

本年度休講

ラテンアメリカ法研究指導 B

比較政治学特殊研究

本年度休講

専任教員の紹介

研究の特徴・最近の研究テーマ・学生への希望など

法哲学担当

准教授 浦山 聖子

主な専門は、英米の現代正義論である。とりわけ、多文化主義、グローバルな分配的正義論、移民の正義論の三つを中心にこれまで研究を行ってきた。大学院の授業では、現代正義論の様々なテーマについて、英語の文献の講読を行う予定である。

憲法担当

教授 松田 浩

主たる研究関心は、①アメリカ合衆国憲法の修正一条（言論・出版の自由）理論の歴史と現代的变化容、②日本の憲法史・憲法理論史における合衆国憲法原理の受容過程、である。大学院では、日本憲法の理論的、実態的な問題点について明確な意識をもちつつ、広く英米圏の議論を検討したいと考えている。

憲法担当

教授 西土 彰一郎

メディアの融合が注目されるなか、さまざまな思惑から内外を問わず放送法制の意義が議論されつつある。私はこれまで、こうした争いをふまえつつ、主に「放送の自由」論の観点から公共放送の憲法的位相について研究してきた。

大学院では、メディア法といった近接分野の動向に目を配りながらも、憲法学・国家学の基礎理論を扱う文献の輪読、および参加者の関心テーマに即した外国語文献の研究を行う予定である。

憲法担当

准教授 奥村 公輔

主な専門分野は、フランス憲法を比較法的素材とした、①議会法、②政府の憲法解釈、③憲法訴訟論、④緊急事態法制・テロ対策法制、⑤公平な裁判を受ける権利である。大学院では、議会法に関する諸論点を検討する予定である。

行政法担当

教授 新山 一雄

行政訴訟法、行政手続法が専門である。大学院の演習では、ドイツ行政法かフランス行政法の論文を、院生の希望するテーマについて輪読したいと思っている。意欲的な参加者を期待する。

行政学担当

教授 打越 綾子

主として、自治体における政策形成の研究を行っている。新たな社会問題が発生した場合に、行政機構がどのような反応を見せるのか、内部のメカニズムに注目しながら分析を試みている。最近では、そうした行政機構の活動を規定する地域の政治構造の変容に関心を持っている。

また、動物の福祉に関心を持ち、愛玩動物をめぐる諸課題や野生動物・畜産動物・実験動物の取扱について、行政学の見地から研究を進めている。

民法担当

教授 池田雅則

主として、担保物権法が研究対象です。とりわけ、伝統的な抵当権や質権などとは異なり、設定者の有する流動資産を客体とする担保手段の効力について研究しています。その際には、この領域において判例学説における議論の蓄積がきわめて分厚いドイツ法を比較対照としています。

そこで、大学院では、ドイツ法を参照しながら、あるべき日本法の姿を探求できればと考えています。

民法担当

教授 川淳一

私自身は、広い意味での相続の過程を支える法的枠組みの検討を通じて、近代所有権論と家族関係論にアプローチすることを目指しています。大学院では、私のテーマにこだわらず、むしろ、共通智の蓄積への貢献を果たすための作法を、ともに勉強していきたいと思っています。

民法担当

准教授 亀岡倫史

履行補助者論、使用者責任論など契約責任と不法行為責任の交錯領域における「他人の行為についての責任」についてドイツ法と比較しながら研究をおこなってきた。また、消費者契約をはじめとする現代型契約の基礎的・実務的研究や介護保険法、成年後見制度などに示されている高齢者福祉問題のあり方などの今日的な課題にも関心があり、これらの問題についても研究をすすめているところである。

大学院では、民法分野における重要な学術論文をいくつかピックアップし、それらを批判的に検討することを通じて、学会の動向、学説の進展などを的確に押さえるとともに、論文執筆の基礎となる文献の読み込み方、書き方などを身に付けることをも目的としたい。また、外国文献についても、参加者の関心と希望に応じて採りあげる。

民法担当

准教授 山本弘明

民法は合理的な人間像を前提としたうえで、いろいろな制度・原則を用意しています。しかし、消費者というものは非合理的な行動をとってしまうことがしばしばあります。そうしますと、民法が従来想定していた制度をそのまま利用するのでは、必ずしも消費者を保護することができません。そこで、非合理的な行動をとってしまう消費者という視点から、民法を再検討する研究を行っています。

大学院では、消費者法を含めドイツ民法に関する論文の輪読を行い、ドイツ法の現状を学ぶとともに、日本法の理解を深めていけるようにしたいと思います。

民法担当

准教授 森永淑子

これまで、保証や抵当権をめぐる法律関係・とくに債務者—債権者という二当事者関係にかかわりをもった、保証人や物上保証人などの第三者の法的地位を主な研究対象としてきました。その一環として、日本法の議論を相対化するという観点からドイツ法を素材とした研究も行っています。大学院では、ドイツ担保法に関する文献を読みながら、日本法への批判的な検討を行う視点を獲得することも目指したいと思います。

商法・会社法担当

教授 今野 裕之

研究の基本テーマは、「会社企業の合理的な法規整のあり方に関する基礎的研究」である。研究方法の特色としては、イギリス法、ドイツ法、フランス法およびEU法との比較法的研究に重点を置いていること、および、司法過程のみならず立法過程の研究にも重点を置いていること、が挙げられる。

講義においては、イギリス、ドイツ、フランスにおける会社法上の重要な問題を始め、EUにおける会社法の調和と統一に関する問題を取り上げていく予定である。

商法・会社法担当

教授 山田 剛志

現在、会社法・金融法のうち、コーポレート・ガバナンスに関する研究、資本市場法制に関する研究並びに金融取引に関する比較法的な研究を行っている。会社分野では、企業結合法、とりわけ会社支配権を巡る敵対的買収と防衛策について、アメリカ法と比較しながら研究を行っている。また資本市場に関しては、ドイツの資本市場法制と比較しながら、主に投資家保護に関する法制度を研究している。最近では、銀行取引と民法改正にも興味を持っており、有るべき市場規制法制について検討を加えている。

講義においては、アメリカ及びドイツの基本的な文献を検討して、有るべき市場規制法制について、取り上げて検討する。

民事訴訟法担当

教授 町村 泰貴

民事訴訟は技術的な性格の強い法制度だが、手続のあり方によっては社会的な不公正を招く事があり得る。そうした傾向は、特に現代的紛争と呼ばれる医療事故紛争や公害・環境紛争について顕著となっていた。最近では、さらに消費者紛争や情報ネットワークに関する紛争に解決を迫られる手続的問題が現われている。こうした分野の研究に加え、比較法的にはフランスを中心として日本との比較民事紛争処理研究も行なっている。

大学院では、主としてフランス民事訴訟に関する論文の輪読を行い、比較法研究の基本的な方法を学んでいきたい。

刑事訴訟法担当

教授 指宿 信

専門は、刑事訴訟法です。刑事訴訟法分野では、手続打切り論や証拠開示、被疑者取調べ、訴訟能力、ハイテク捜査などを研究してきました。また心理学などの研究者と共同して、裁判員裁判にかかわる公判のあり方や評議のあり方、被疑者被告人の更生を助ける治療的司法などの研究を進めています。刑事訴訟法学の立場から、インターネット犯罪の捜査や取り締まり、監視の問題などにも関心があります。

刑法担当

教授 山本輝之

これまで、犯罪論の分野においては違法論、刑罰論のそれにおいては没収・追徴論等を中心に研究してきました。また、最近では、医療と刑法の分野についても関心を持っており、終末期医療における刑罰的問題、脳死と臓器移植、触法精神障害者の処遇のあり方等のテーマにも取り組んでいます。

大学院の授業では、受講者の問題関心に応じてテーマを選び、わが国およびドイツの文献等を参考にして議論し、問題解決のための道筋を明らかにしていきたいと考えています。

刑法担当

教授 鋤本豊博

現代刑法学には未解決の問題や、学理・理論には至っていない解釈論が数多く存在するので、既に関心を抱くテーマがあれば、それを尊重して共に取り組んで行くつもりである。

判例研究を希望する場合には、最新の刑法判例を題材として、①事案の分析、②判例法理の抽出、及び③判例準則の運用に係る方法論の習得を目的とし、事案処理と理論構成を適切に行えるよう指導できればと思う。

また法科大学院（既修者コース）への進学や難関の国家試験を目指している場合には、その目的に到達できるよう助力したい。

いずれにせよ、入学した個々の院生の「生きた目標」が実現できるよう努めたいと考えているので、刑法学の研究あるいは学習に真摯に取り組む意欲のある方は、当法学研究科に入学されたい。

刑法担当

准教授 足立友子

専門は刑法で、とりわけ詐欺罪をはじめとする財産犯を中心に研究をしている。

大学院の授業では、受講者が関心を有している刑法上の問題に関する国内外の文献を講読することを通して、先行研究を踏まえて知見を得つつ、論文執筆に向けた問題意識の明確化を図ることを目指す。刑法の研究において、正確な知識と論理的思考はもちろん重要であるが、論理的つながりだけを追い求めるパズルのような思考に留まるべきではない。問題意識とその解決に向けられた筋の通った研究を行い論文を執筆することができるよう、受講者と議論を重ね、共に高め合いたい。

国際法担当

教授 川崎恭治

主たる研究領域は国家の国際責任法で、とくに対世的義務の法的効果について研究を進めてきた。また最近では、国際経済法の分野にも関心を持ち、少しずつ研究を進めているところである。大学院の授業においては、前期には、国際法における強行規範に関する最近の英語あるいは仏語の文献を講読する。後期には、国際司法裁判所の最近の判例を、個別意見や反対意見も含めて読み進めてゆきたいと考えている。

国際私法担当

教授 桑原 康行

研究分野は、国際取引法で、貿易取引の私法的側面について研究している。国際私法関係では、国際契約の準拠法について研究している。

大学院の授業においては、前期は、国際私法の基礎理論、総論上の問題を、後期は各論上の問題を取り上げ、日本法だけではなく、外国法、国際条約をも対象として、内外の文献を講読することにしたと考えている。

国際関係論担当

准教授 福田 宏

両大戦間期の中央ヨーロッパ諸国、特にチェコスロヴァキアにおける地域再編論を主たる研究対象としている。この時期には、チェコ地域出身のリヒャルト・クーデンホーフ＝カレルギーによって唱えられた汎ヨーロッパなど、戦後のヨーロッパ統合につながるような議論が多数提示されており、現在の地域統合を考えるうえでも興味深い。

大学院の授業では、受講者の関心も考慮しながら、21世紀現在の国際関係も含めて検討していきたい。

国際政治史担当

教授 田嶋 信雄

ドイツ外交史・東アジア国際政治史・中国政治外交史などを主な専門分野としている。現在の具体的な研究テーマは、①「ナチス・ドイツと日中戦争」、②「戦間期ドイツの対中国武器輸出」、③「反ヒトラー抵抗運動と中国」、④「中国＝東ドイツ関係史」など。

大学院の授業では、参加者の問題関心も斟酌し、上述の分野の他に、ヨーロッパ現代政治や政治学一般の問題も取り上げたい。

3. 科目履修および学位について

(1) 研究指導

- a. 学生は、指導教員の研究指導を受講しなければならない。
- b. 学生は論文の作成、科目の履修、その他研究一般について、指導教員から指導を受ける。
- c. 指導教員は、原則として、入学手続きの際に書面で提出された希望に基づいて決められる。法学研究科が調整をする場合もある。

(2) 博士課程前期

2年以上在学して、30単位以上を修得し、修士論文を作成・提出し、審査および最終試験に合格した者は修士（法学）の学位を得ることができる。

- a. 最少限度修得すべき単位の内訳は以下のとおりである。

学年 \ 科目	研究指導	授業科目	その他に修士論文 最終試験がある
1年次	4単位	11科目（22単位）	
2年次	4単位		
計	8単位	22単位	

※ 授業科目は半年開講 1科目 2単位

研究指導は半年開講 1科目 2単位

- b. 履修科目の選択については指導教員の承認が必要である。

(3) 博士課程後期

3年以上在学し、授業科目の授業および指導教員による必要な研究指導を受けて合計16単位以上（研究指導12単位および授業科目4単位以上）を修得し、博士論文を提出し、審査および最終試験に合格した者は、博士（法学）の学位を得ることができる。

なお、博士課程後期においては、研究上必要がある場合には、教授会の承認を得て副指導教員の指導を受けることができる。

4. 留学制度

「成城大学学生の外国留学に関する規則」「成城大学大学院認定留学実施要領」ないし成城大学と海外協定校が締結している学生交換協定に基づき、成城大学大学院に在籍したまま、海外の大学に協定留学ないし認定留学をすることができる。

5. 奨学金制度など

日本学生支援機構奨学金に応募できるほか、本学独自の制度として大学院澤柳奨学金への応募も可能である（所定の要件を満たす場合のみ）。外国人に対しては、本人の申請により授業料等の校納金が減免される制度がある。

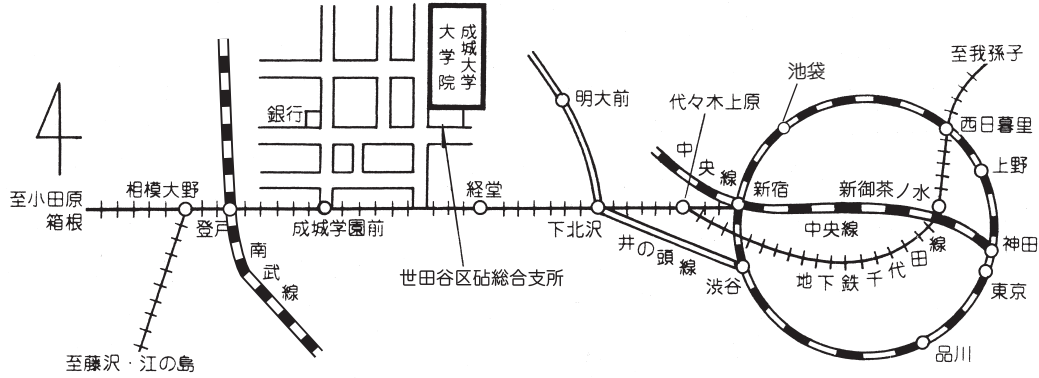
交通

最寄り駅は小田急線「成城学園前」駅。中央改札口(北口)から歩いて約4分です。

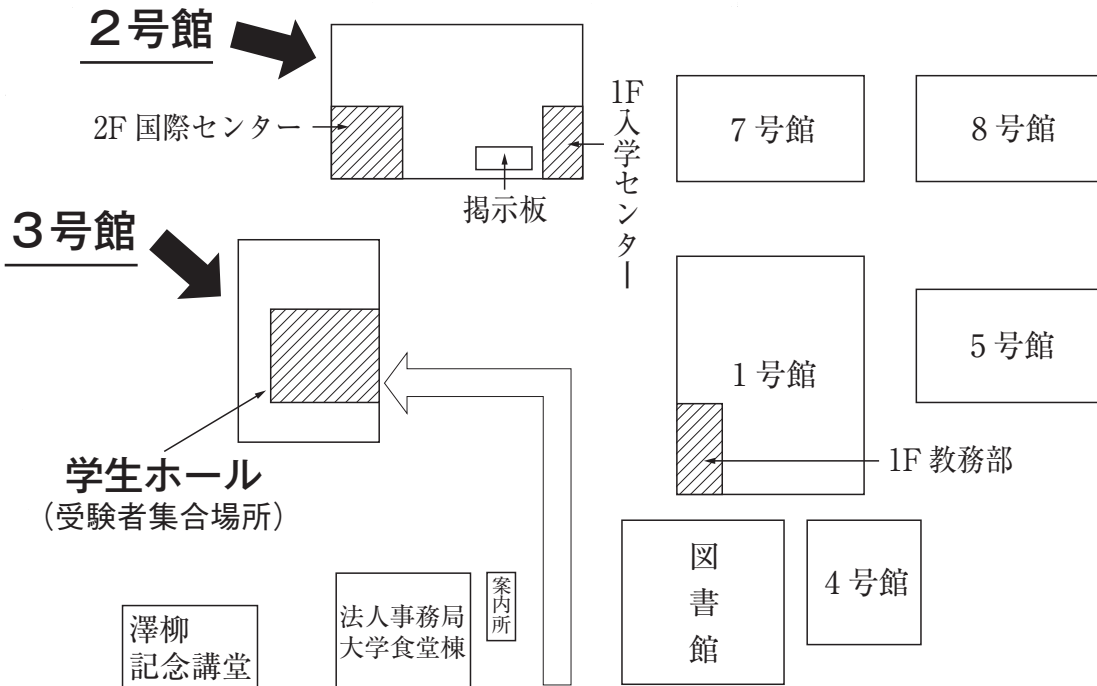
- 小田急線・新宿駅より急行(下り)で約15分、登戸駅より急行(上り)で約5分、町田駅より急行(上り)で約20分
- 地下鉄千代田線・新御茶ノ水駅より代々木上原経由、小田急線直通で約30分
- 京王井の頭線・渋谷駅より下北沢経由、小田急線のりかえで約15分

(ご注意)

小田急線「急行」「通勤急行」は「成城学園前」駅に停車しますが「快速急行」は通過となりますので、乗車には十分ご注意ください。



大学校舎案内



<http://admission.seijo.ac.jp>

発行：成城大学入学センター
〒157-8511 東京都世田谷区成城 6-1-20

TEL. 03-3482-9100 FAX. 03-3482-9618
E-mail. admission@seijo.jp